

答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書を、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号。以下「条例」という。）第7条第4号に該当することを理由として部分公開とした決定は、妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

平成13年10月1日本件審査請求人より次のとおり公開請求があった。

「H13年度（4月～9月）警察活動費の犯罪捜査協力報償費に関し 事務手続きのわかる文書 支出負担行為兼支出命令票（添付書類を含む） 取扱責任者の現金出納簿」

実施機関は同年11月9日付けで次のような決定を行った。

(1) 対象公文書

「平成13年度版犯罪捜査協力報償費経理の手引き 平成13年度警察活動費犯罪捜査協力報償費支出負担行為兼支出命令票及び交付内訳の4月から9月分 平成13年度犯罪捜査協力報償費現金出納簿の4月から9月（取扱責任者にかかるもの）」

(2) 決定内容

部分公開

(3) 公開しない部分

ア 支出負担行為兼支出命令票の命令機関の決裁欄中警部補又は同相当職以下の職員の印影

イ 支出負担行為兼支出命令票に添付された交付内訳の交付先ごとの金額

ウ 犯罪捜査協力報償費現金出納簿の年月日欄中5月以降の各所属への交付日、同摘要欄中5月以降の交付所属名、同収入金額欄中5月分以降の交付先に係る部分、同支払金額欄中各月合計額及び累計額を除く部分、同差引残額欄中各月末の残高を除く

部分

(4) 公開しない理由

ア 島根県情報公開条例施行規則（平成13年島根県規則第10号）第3条に規定する警察職員の氏名が識別され、条例第7条第2号（個人情報）に該当するため。

イ 公開することにより、当該所属の犯罪捜査活動状況が推察され、今後の捜査活動に支障が生じるおそれがあり、条例第7条第4号（公共安全等情報）に該当するため。

審査請求人は、これらの決定のうち、条例第7条第4号に関する部分についての非公開を不服として、島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し平成13年11月15日に審査請求を行い、諮問実施機関は条例第20条第1項の規定に従い、平成13年12月14日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件公文書のうち、条例第7条第4号に該当するとして非公開とした、上記2の「(3)公開しない部分」中「イ」及び「ウ」について非公開とした処分の取消を求めらるるものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

対象公文書は、「犯罪捜査協力報償費」の各所属への交付についての支出決裁の文書及びその現金出納簿であって、各月ごとの各所属への交付の状況が記載されているにすぎず、犯罪捜査の具体的な内容が明らかにされているわけではない。

このような情報が公開されたからといって、その用途が明らかになるわけではないので、直ちに「当該所属の犯罪捜査活動状況が推察され、今後の捜査活動に支障が生じる」というおそれはなく、前年度の所属別執行額が公開されていることから考えても、非公開情報には該当せず、本件処分は違法である。

また、条例第7条第4号で規定された、「おそれがあると実施機関が認める」という裁量権は、ある程度客観的に認められるべきものであり、本件はそれが認められず、実施機関の判断は裁量権の範囲を逸脱したものである。

4 実施機関の主張

諮問実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭による実施機関の主張の要旨は、以下のとおりである。

犯罪捜査協力報償費は、捜査等の活動に密接に関連した支出がなされていることや、取扱者に対して、犯罪情勢や犯罪捜査の進展状況等に応じた金額が交付されていることなどから、その月別・所属別交付額は、現実の捜査活動等の実態を反映したものとなっている。

そのため、交付日、交付先、交付金額が公開されれば、それらの変動状況と事件発生や事件が伏在している可能性のある事案の報道等とを比較・分析することにより、捜査等の推進状況を推察することが可能となるし、被疑者に対してそれらが明らかになれば、自ら行った犯罪に対する捜査が行われていることが推察され、被疑者が逃亡や証拠隠滅を図ったり、警察職員や協力者等に対する嫌がらせ・攻撃などを行うおそれや、犯罪を企図する者が犯罪捜査の網をかいくぐって犯罪を敢行するおそれもあり、非公開とした部分は条例第7条第4号に該当する。

例えば、捜査費の交付状況から、特定の所属が、どの時期に重要な犯罪捜査を行っているといったことを推察することが可能となるし、既に公開された情報やその他の情報を組み合わせることにより、犯罪の発生地域や犯罪の種別までをも推察することが可能となる。

過去に、犯罪組織の者が警察職員に接近して捜査情報の入手を図ろうとした事例や、捜査等の動きを把握するため、警察職員への尾行などの調査を行っていた事例があり、犯罪者等においては、公開された情報により、これらの調査により得た情報の確度を高めることが可能となる。

また、条例第7条第4号の該当性を判断するに当たっては、「島根県警察における情報公開審査基準」により、「現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、公開することにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの」、「公共安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で公開することにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの」、「公開することにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産

等に不法な侵害が加えられるおそれがあるもの」に該当する情報であると判断した。

ただし、これらについては、事件の終結時、継続事件についても相当期間が経過したものにあってはその支障を及ぼすおそれが消滅するので、情報公開の必要性を考慮し、当該月の終了後3年を経過したものについては公開することとしている。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書は、犯罪捜査協力報償費の取扱責任者である警察本部長が、地方自治法施行令第161条13号の規定により、この報償費を資金前渡により支出するための支出負担行為兼支出命令票と、それにより現金受領したものを受入れ、報償費の取扱者である警察本部の担当課長及び警察署長に交付するなどの収支状況を記載した現金出納簿である。

犯罪捜査協力報償費は、その緊急性及び秘匿性から現金で管理することが認められており、その用途は、犯罪捜査等に従事する職員の活動のための諸経費及び捜査情報の提供者や協力者等に対する諸経費であり、犯罪情勢や捜査の進展状況に応じて、随時取扱責任者から取扱者に交付されている。

本件は、平成13年4月から9月分の対象公文書について、実施機関が条例第7条第4号（公共安全等情報）に該当するとして非公開とした部分に対して、審査請求がなされたものである。

(2) 条例第7条第4号（公共安全等情報）該当性

犯罪捜査協力報償費は、上記のとおり警察の捜査活動のための経費であり、実際の犯罪情勢や犯罪捜査の進展状況等を反映した支出状況となっている。本件対象公文書は、予算執行文書ではあるが、その内容は犯罪捜査活動に直接関連した情報であると認められる。

本件で非公開とされている情報は、報償費の各所属への交付日、交付所属名、所属ごとの収支状況であり、審査請求人が主張するように、これらの経理に関する情報が一般に公開されても、容易に捜査等の活動状況が明らかになるものではない。

しかし、実施機関が主張するように、それを公開すれば、報償費の交付額の変動状況や交付時期、所属名によって、犯罪の発生地域及び発生時期、犯罪の種別が判明し、さらに、既に公開されている情報やその他の情報を組み合わせ比較・分析すれば、より具体的な捜査活動の状況が推察される可能性が認められる。そして、そ

れが事件関係者に対して明らかになれば、その可能性は一層高くなる。

また、本件で非公開とされている情報には、現に捜査中の情報も含まれていることから、これらの情報が公開され、現に捜査中の被疑者や、これから犯罪を企てようとする者に対して明らかにされた場合には、被疑者が自らに対する捜査が行われていることを知り、逃亡や証拠隠滅を図ろうとしたり、警察職員や協力者等に対する嫌がらせや攻撃を行う可能性や、犯罪を企図する者がそれによって県内の捜査活動状況を分析し、捜査の網をかいくぐって犯罪を敢行する可能性は否定できない。

そのような事態が発生すれば、捜査の進展に支障を生じることになり、協力者等の一般県民を不安に陥れ、また、新たな犯罪を誘発することも予想され、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、本件で条例第7条第4号に該当するとして非公開とされた情報は、「公開することにより、当該所属の犯罪捜査活動状況が推察され、今後の捜査活動に支障が生じるおそれがある。」と実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報と認められる。

(3) 以上のとおりであるので、審査会の結論のとおり答申する。